

# 市民病院だより

## 医療相談員をご存知ですか

医療相談員 永石 文

### 医療相談員（医療ソーシャルワーカー）とは

保健医療機関では、社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的、心理的問題の解決、調整を援助し、社会復帰を促進する専門職を指します。

お気軽にご相談ください



主な業務は厚生労働省の医療ソーシャルワーカー業務指針より次のようになっていきます。

- ①療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
- ②退院援助
- ③社会復帰援助
- ④受診・受療援助
- ⑤経済的問題の解決、調整援助
- ⑥地域活動

### 医療相談

当院では現在、地域医療連携室に医療相談員がいます。

入院中の患者、在宅や施設で過ごしている患者、その家族に「病気になるって今まで考えていなかったようなさまざまな困りごと」などを気軽に相談できる窓口として対応しています。

患者やその家族から相談を受ける中で、特に多い相談内容を次に挙げています。

- ①病気で体が弱ってしまったが、退院後も自宅で生活できるだろうか
- ②介護ベッドや車イスを借りたがどこに相談したらよいか
- ③転院を勧められたがどうしたらよいか
- ④自分が入院したら親または配偶者を介護する人がいないのどうしたらよいか
- ⑤入院費はいくらかかるのだろうか

入院前と比べ、身体的・精神的・社会的に状況が変わり、その変化が大きいほど患者や家族だけでは対処できなくなる可能性が高くなります。

そのような時に患者やその家族の生活全般と療養上の問題に共に向き合い、介護や福祉で利用できるサービスの紹介、その活用方法などを提案します。

また、医師や看護師、リハビリスタッフなどと地域のケアマネジャー、介護スタッフが連携をとりながら解決の糸口を見つけていきます。患者のニーズに応えるため、10年前に比べて現

在で医療相談員を配置する医療機関が増えてきました。

今後、日本では深刻な少子高齢化社会を迎えることになり、医療と介護の並行した需要がますます高まることが予測されます。

病気になるっても、何らかの障がいを抱えながらも、その人らしく、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が実現できるよう、「病院と在宅の橋渡し役」としてお手伝いしていきたいと思えます。困ったことがあれば、一度医療相談員に相談してみたいかがでしょうか。



## お知らせ

### 4月より婦人科診療が拡充しました。

毎週月～金曜日の午前・午後診療を行っています。

【問合せ】小城市民病院 ☎ 73・2161 ホームページ・アドレス <http://www.city.ogi.lg.jp/hospital/>